○高森町ペレットストーブ等設置費補助金交付規則

平成25年3月15日 規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、木質バイオマスエネルギーの利活用を推進することにより、地球温暖化の防止を図るとともに、林業及び木材産業の活性化に寄与することを目的とし、木質ペレット、薪等を燃料として使用するストーブ又は住宅用ボイラー(以下「ペレットストーブ等」という。)を購入する費用に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

- 第2条 この規則における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 木質ペレット おが粉状にした木材に圧力を加え円柱状にしたものをいう。
 - (2) ペレットストーブ 木質ペレットのみを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機をいう。
 - (3) 薪等 燃料として用意された木(枝を含む。)、木材、木材の廃材、おがくずを 固めたものをいう。
 - (4) 薪ストーブ 薪等を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機をいう。
 - (5) 住宅用ペレットボイラー 木質ペレットのみを燃料として使用する、主に住宅用 として設計された、容器内の水を加熱し所要の蒸気又は温水を作る装置をいう。
 - (6) 住宅用薪ボイラー 薪等を燃料として使用するボイラーで、主に住宅用として設計された、容器内の水を加熱し、所要の蒸気又は温水を作る装置をいう。なお、灯油・重油などの化石燃料と併用できるものも含む。

(補助対象者)

- 第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。
 - (1) 町内に住所を有する個人、町内で活動する団体又は町内に事業所を有する事業者で、ペレットストーブ等を、自ら居住する町内の住宅、活動施設、又は事業所(店舗及び併用住宅を含む。)に設置する者

- (2) 補助金の申請時に納期限の到来した町税、料等を滞納していないこと(個人設置の場合は、世帯員全員)
- (3) 過去にこの規則による補助金の交付を受けた者のうち、その交付額が第5条に定める L限額に満たない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、ペレットストーブ等の本体の購入経費及び設置並びに配管に 係る直接的経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、10万円以上の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(千円 未満の端数は切り捨て)以内とし、上限額は10万円とする。ただし、過去にこの規 則による補助金の交付を受けた者は、上限額から過去に交付を受けた補助金額を差し 引いた額を上限額とする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、高森町ペレットストーブ等設置補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。
 - (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
 - (2) 設置機種のカタログの写し
 - (3) 町税等に未納がないことを証明する書類
 - (4) その他町長が必要と認めたもの

(補助金交付決定等)

第7条 町長は、前条の申請について内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、申請者に対して高森町ペレットストーブ等設置費補助金交付決定通知書 (様式第2号)により通知し、不交付と決定したときは、高森町ペレットストーブ等設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。 (購入)

第8条 前条に定める交付決定の通知を受けた申請者は、速やかにペレットストーブ等 を購入し、設置するものとする。 (計画変更等の承認)

第9条 第7条の規定により、交付決定の通知を受けた申請者は、補助金交付申請内容を変更する場合又はペレットストーブ等の購入を中止する場合は、速やかに高森町ペレットストーブ等設置費補助金変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、設置又は配管に係る直接的経費の申請内容を変更する場合において、交付決定金額に変更がない場合は、この限りでない。

(変更交付決定等)

第10条 町長は、前条の申請書について内容を審査のうえ、適当と認めるときは、変 更内容を決定して高森町ペレットストーブ等設置費補助金変更交付決定通知書(様式 5号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第11条 申請者は、事業が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、高森町ペレットストーブ等設置費補助金実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) ペレットストーブ等の本体購入経費及び設置並びに配管に係る直接的経費の内 訳、仕様等が確認できる書類の写し
 - (2) 申請者が購入したことを証明する領収書の写し
 - (3) ペレットストーブ等の設置状況を示すカラー写真
 - (4) その他町長が必要と認めたもの

(補助金額確定等)

第12条 町長は、前条の報告書について内容を審査のうえ、補助金額を確定したときは、高森町ペレットストーブ等設置費補助金交付確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は、遅滞なく高森町ペレットストーブ等設置費補助金請求書(様式第8号)を提出するものとし、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

- 第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、 補助金交付決定の全額又は一部を取消すことができる。
 - (1) 不正の手段によって補助金を受けたとき。
 - (2) 本規則に違反したとき。
 - (3) その他補助金の使途が不適当と認められるとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、補助金の交付決定を取消した場合、当該取消しに係る部分に関し、 既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者に補助金の返還を命ず るものとする。

(協力)

第16条 町長は、補助事業者に対し、必要に応じて当該ペレットストーブ等の利用状況等の情報提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第17条 この規則に定めのない事項は、高森町補助金等交付規則(平成17年高森町 規則第23号)の規定を準用する。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

高森町ペレットストーブ等設置費補助金交付申請書

平成 年 月 日

高森町長 様

申請者 住所〒 氏名 印 (会社等の場合は代表者名) 電話番号

高森町ペレットストーブ等設置費補助金の交付を受けたいので、高森町ペレットストーブ等設置費補助金交付規則第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 購入予定ペレットストーブ等 (メーカー、機種、製品名)	【メーカー名】 【機種、製品名】			
2 購入予定年月日	平成	年	月	日
3 設置予定年月日	平成	年	月	日
4 補助対象経費(税込み) (ペレットストープ等本体の購入 経費及び設置並びに配管に係る直 接的経費)				円
5 申請額 【補助対象経費の1/2(千円未満 切捨)かつ上限額10万円】				円
6 過去の当該補助金交付の有無	有(交付額: 無		円)	U
7 ペレットストーブ等設置場所	住所:高森町			

添付書類

- (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 設置機種のカタログの写し
- (3) 町税等に未納がないことを証明する書類

様式第2号(第7条関係)

第 号平成 年 月 日

様

高森町長

高森町ペレットストープ等設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった高森町ペレットストー ブ等設置費補助金については、高森町ペレットストーブ等設置費補助金交付規 則第7条の規定に基づき、次のとおり決定をしたので通知します。

- 1 事業名(補助対象ペレットストーブ等)
- 2 補助対象経費及び補助金交付決定額

 補助対象経費
 金
 円

 補助金交付決定額
 金
 円

 過去の補助金交付額
 金
 円

- 3 交付条件等
- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業等の計画変更又は中止しようとするときは、あらかじめ町長の 承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 高森町補助金等交付規則(平成17年高森町規則第23号)及び高森町ペレットストーブ等設置費補助金交付規則の規定に遵守すること。
- (5) 全各号の規定に違反したときは、補助金交付決定を取り消し、既に交付 した補助金の返還を求める場合がある。

様式第3号(第7条関係)

第 号 平成 年 月 日

様

高森町長印

高森町ペレットストーブ等設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった高森町ペレットストー ブ等設置費補助金については、高森町ペレットストーブ等設置費補助金交付規 則第7条の規定に基づき、次のとおり不交付と決定をしたので通知します。

- 1 不交付決定の理由
- 2 その他

様式第4号(第9条関係)

高森町ペレットストーブ等設置費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日

高森町長 様

申請者 住所〒 氏名 印 (会社等の場合は代表者名) 電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受け た高森町ペレットストーブ等設置費補助金交付規則第9条の規定により、次のと おり申請します。

- 1 変更の種類 変更・ 中止
- 2 変更内容
- 3 変更・中止理由

様式第5号(第10条関係)

第 号平成 年 月 日

様

高森町長印

高森町ペレットストーブ等設置費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった高森町ペレットストーブ等設置費補助金については、高森町ペレットストーブ等設置費補助金交付規則第10条の規定に基づき、次のとおり決定をしたので通知します。

- 1 変更の種類 変更・ 中止
- 2 変更内容

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

高森町長 様

申請者 住所〒 氏名 印 (会社等の場合は代表者名) 電話番号

高森町ペレットストーブ等設置費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた高森町ペレットストープ等設置費事業が完了したので、高森町ペレットストープ等設置費事業が完了したので、高森町ペレットストープ等設置費補助金交付規則第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

購入ペレットストーブ等	【メーカー名】				
(メーカー、機種、製品名)	【機種、製品名】				
2 購入年月日	平成 年 月	H			
3 設置年月日	平成 年 月	B			
4 補助対象ペレットストーブ等 本体の購入経費及び設置並びに配 管に係る直接的経費		P.			
5 補助金額 【補助対象ストープ本体の購入経 費及び設置並びに配管に係る直接 的経費の1/2 (千円未満切捨) かつ上限額10万円】		P			
6 ペレットストーブ等設置場所	住所:高森町				

添付書類

- (1) ペレットストーブ等の本体の購入経費及び設置並びに配管に係る直接的経 費の内訳、仕様等が確認できる書類の写し
- (2) 申請者が購入したことを証明する領収書の写し
- (3) ペレットストーブ等の設置状況を示すカラー写真

様式第7号(第12条関係)

第 号 平成 年 月 日

様

高森町長印

高森町ペレットストープ等設置費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した高森 町ペレットストーブ等設置費補助金の交付について、次のとおり確定したので 通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

様式第8号(第13条関係)

年 月 日

印

高森町長 様

住所

氏名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の 確定を受けた、高森町ペレットストーブ等設置費補助金として、次のとおり請 求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

フリガナ				
口座名義人				
金融機関名		店舗 名		 27111
口座種別	1 普通 2 当座 3 貯蓄 4 その他 ()	口座番号		

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第10条関係)

様式第6号(第11条関係)

様式第7号(第12条関係)

様式第8号(第13条関係)